

## 1月の税務

給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限	本年最初の給与支払日の前日
	提出先	給与の支払者（所轄税務署長）
支払調書の提出	提出期限	1/31
源泉徴収票の交付	交付期限	1/31
	交付先	① 所轄税務署長 ②受給者
固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限	1/31
個人の道府県民及び市町村民税の納付（第4期分）	納期限	1月中において市町村の条例で定める日
28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限	1/10（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1/20までに納付）
28年11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）	申告期限	1/31
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	申告期限	1/31
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	申告期限	1/31
5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分	申告期限	1/31
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）	申告期限	1/31
消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）	申告期限	1/31
給与支払報告書の提出	提出期限	1/31
	提出義務者	1/1 現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
	提出先	給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長